

砺波郡下麻生村文書目録

【計40件45点】

○近世(23件26点)

通No.	近世No.	年 代	名 称	形態	寸法 (縦×横、cm)	丁数	差出人	宛名人	備 考
1	1	寛文10年 (1670)9月7日	越中砺波郡下麻生村村御印	一紙	37.6× 57.6	1	加賀藩（前田利常印）	下麻生村百姓中	・ 標題「越中砺波郡下麻生村物成之事」。 ・ 草高（標準収穫量）は921石、免（税率「免相」）は「四ツ三歩」（＝43％）。よって下麻生村が1年間に村として支払う年貢米は921石×43％÷396.03石となる。＝396石として計算。 ・ 「夫銀」、「口米」という付加税について記載。夫銀→「定納百石ニ付百四十目充」より（銀140目（匁）を米に相当させると5石。これを「定納百石ニ付」とあるので5石×（396石÷100）＝19.8石が夫銀）。 ・ 口米→「石ニ壹斗壹升貳合充」より（定納米1石につき米を1斗1升2合支払う）396石×0.112石＝44.352石。 ・ 小物成（米以外の雑税）は、野役（銀）43匁・鮎川役3匁・鯉役4匁・獵船權役10匁などの記載。 ・ 包紙あり。
2	2	寛文3年 (1663)3月25日	越中砺波郡下麻生村領畠直・新開証文	一紙（柿渋塗り・裏打ち）	28.0× 45.0	1	（加賀藩の改作奉行）園田佐七、松原八郎左衛門、河北弥左衛門	下麻生村七郎右衛門、同七郎兵衛、中田村半介	・ 近世3の前年に出された下麻生村に関する畠直（畑を田にすること）と新開についての許可証。 ・ 畠直を15石、新開を15石願ひ出ているが最終的には翌寛文4年(1664)の許可証にはそれぞれ5石ずつしか認められていないことが両資料より確認できる。 ・ 差出の人名には変化がなく、宛名には下麻生村七郎右衛門ほか2名が列記されており計3名の宛名人が確認できる。
3	3	寛文4年 (1664)12月16日	越中砺波郡下麻生村領畠直・新開証文	一紙（柿渋塗り・裏打ち）	32.2× 46.2	1	（加賀藩の改作奉行）園田佐七、河北弥左衛門、水上喜八郎、松原八郎左衛門	砺波郡下麻生村七郎右衛門	・ 下麻生村から新田開発と畠直（畑を田にすること）の願ひに対し加賀藩の改作奉行の審査を経て発行された許可証。 ・ 下麻生村畠直5石、新開5石を許可したもの。 ・ 寛文5年(1665)の春より畠直にとりかかることとし、来年の検地により高を定め、納めることを指示している。 ・ 新開は来年より行い、2年目は作人の収入とし、3、4年目は検地により高を定めその半分を納めよと指示。5年目以降は3、4年目の年貢率の通り納めよと指示。
4	4	文政12年 (1829)	①高帳	横半帳	10.0× 17.0	19	肝煎良吉		土地の生産力を示す石高や人物の名前などが書かれている。また帳面には、訂正などが書かれた付箋や切紙が貼られていたり、挟んであったりしている。虫損。
		天保8年 (1837)8月改ル	②高帳	横半帳	12.0× 17.2	21			
		天保11年 (1840)2月改ル	③高帳	横半帳	11.8× 17.2	16	下麻生村		
		嘉永7年(1854) 改ル	④高帳	横半帳	12.0× 17.8	22	下麻生村		
5	5	天保6年 (1835)9月	変地下タしらへ等留	横半帳	12.2× 18.0	5	下麻生村良吉		帳面には、石高や土地の場所などが書かれている。下麻生村は、「五百五拾八石」「免四ツ三歩」で、その内、引免があったことが分かる。引免は「貳歩」である。〔近世5～15まで、ひとつの紐でまとめられている〕 ※変地…洪水・山崩・沈降等により、土地が著しく変化し不毛の土地となったこと。変地の高は納租できないので、20分の1を減じた残りの上納額を御算用場が出した。これを変地御償米という。藩は変地をもとの田畑に復旧する変地起返を奨励するため、変地勢子米を出した。
6	6	天保6年(1835) 未12月	変地御償米指引帳	横半帳	12.0× 17.6	4	下麻生村		指引される石高が書かれていると思われる。最後に「右指引以後申分無御座候以上」とあり、年月日と差出人、宛名人が書かれている。天保8年(1837)7月、下麻生村市蔵→下麻生村良吉、百姓惣代相見人中田村久兵衛。〔近世5～15まで、ひとつの紐でまとめられている〕
7	7	天保7年(1836) 申6月	変地起返勢子米書上	長帳	12.0× 36.2	2			「近世－12」の変地起返勢子米の内訳。粃の量や銭貨、内訳の内容など記入。
8	8	天保9年 (1838)10月	変地調理本帳写	横半帳	12.8× 16.6	10	下麻生村		番号・土地の間数・土地の場所・歩数などが書かれている。〔近世5～15まで、ひとつの紐でまとめられている〕
9	9	天保9年(1838)	庄川筋古田新田変地場所之内起返可相成地元相調理申帳	横半帳 （縦帳結び）	17.4× 12.8	8	庄下組 般若組		「庄川筋古田新開変地場所之内起返可相成地元相調理候高数之覚」とある。帳面には、各村の名前、石高、場所、状況などが書かれている。〔近世5～15までひとつの紐でまとめられている〕

10	10	天保10年 (1839)4月28日	水附家御貸米割符帳	横半帳	12.6× 17.0	6			米の量や人数、人物の名前などが書かれている。〔近世5～15まで、ひとつの紐でまとめられている〕
11	11	天保10年 (1839)4月	水附家等江御取扱米借用帳	横半帳	12.6× 17.4	4	下麻生村肝煎良吉、組合頭仁十郎、市蔵	権正寺村孫八	取扱った米の量や人物の名前などが書かれている。〔近世5～15までひとつの紐でまとめられている〕
12	12	天保10年 (1839)7月	勢子米代銭下麻生村肝煎支払いにつき連判状(控)	長帳	12.2× 36.0	2	組合頭仁十郎他30名	下麻生村肝煎良吉	勢子米代銭の支払いについて、不満、文句はありませんと書かれ、組合頭仁十郎他30名の署名と花押がある。「近世ー7」に内訳あり。〔近世5～15まで、ひとつの紐でまとめられている〕
13	13	天保10年 (1839)12月	変地勢子場所歩数調理出帳	横半帳	13.0× 17.6	21	下麻生村		土地の歩数や、「作付之分」「当年迄開結」「開残り」といった土地の状況、人物の名前などが書かれている。また、帳面には、訂正などが書かれた切紙が貼られている。〔近世5～15までひとつの紐でまとめられている〕
14	14	天保10年 (1839)12月	変地御償米借用帳	横半帳	13.0× 17.4	8	下麻生村		米の量や人物の名前などが書かれている。帳面には、訂正などが書かれた切紙が貼りつけられている箇所もある。〔近世5～15までひとつの紐でまとめられている〕
15	15	天保11年 (1840)	水附家御取扱米借用帳	横半帳	12.8× 17.6	3	下麻生村肝煎良吉、組合頭仁十郎、同市蔵	権正寺村孫八	取扱った米の量や人物の名前などが書かれている。〔近世5～15まで、ひとつの紐でまとめられている〕
16	16	弘化2年 (1845)7月	二塚村、下麻生村など両郡境筋定書証文	一紙	24.0× 33.6	1	二塚村肝煎小右衛門、同加人伝兵衛、組合頭伝次郎、同五郎兵衛、西広上村肝煎仁左衛門、組合頭権七	下麻生村肝煎又作、組合頭市蔵、同仁十郎、徳市村肝煎基右衛門、組合頭五郎兵衛、下麻生新村肝煎善助	射水郡と砺波郡の川原の内の境界線を双方立会いのもと決め、定書を取り替わした証書。二塚村、西広上村は射水郡、下麻生村、徳市村、下麻生新村は砺波郡。
17	17	嘉永4年 (1851)8月	古田引地圃地等卸付仕立帳	長帳	12.2× 36.0	17	下麻生村又作、又三郎		人物の名前、土地の歩数、米の量、土地の情報などが記入。
18	18	年未詳 卯7月 22日	野尻口ほかキサより寸法書上	横半帳 (縦帳結び)	18.0× 12.0	1			日付と寸法、用水口の名称などが書かれている。
19	19	年未詳 子8月	中田御蔵など火質の砌請人足書上控帳	横半帳	12.0× 18.0	5			請人足の内訳。各村の請人足の数、村の名前など記入。
20	20	年未詳	般若組高帳	横半帳	12.0× 18.0	9	高桑氏		各村（各地域）の石高が記入。
21	21	年未詳	御収納米与作法与振分之覚(雛形)	袋綴	25.4× 16.8	7			覚の決まった書き方を示しているものである。
22	22	文化6年 (1809)12月	山伏見合札(包紙)	包紙	26.2× 23.4	1	親司		札なし。「親司様より受取」とある。
23	23	安政7年(1860) 申3月上旬	「猩々」(台本)	横半帳 (縦帳結び)	17.8× 12.0	5			謡曲。手写。最後に「下麻生村又吉倅儀太郎十二日高上申候以上」とある。猩々謡曲。五番目物。庭訓抄などに取材。孝行の徳により富貴となった唐土の高風の前に猩々が現れ、酒をくみ交して舞をまい、くめども尽きない酒壺を与える。

○近代(17件19点)

通 No.	近 代 No.	年 代	名 称	形態	寸法 (縦×横、cm)	丁数	差出人	宛名人	備 考
24	1	明治6年(1873) 丙午4月	定免新開南三番百歩打立野帳	横半帳	12.0× 18.0	22	下麻生村		標題に黒印、朱筆で「六番打」とあり。「東」が訂正されて「南」に書き替えられている。下麻生村内における新開地の面積と場所が記されており、「㍻」の面積の箇所に黒印が捺してある。末尾に「惣歩合千六百弐拾弐歩」とある。
25	2	明治7年(1874)	六ヶ口用水口奥普請入用金御渡方の儀に付再願	罫紙綴	24.0× 18.0	2	第二十大区安川村戸長 坂井茂平、上麻生村戸長 高桑三吉	第二十大区正副区	普請に必要な金額215円91銭4厘と1月～6月までの利息1円94銭3厘を合せた217円85銭7厘の徴収願。
26	3	(明治)8年 (1875)8月11日	御用の儀有之に付出頭令状	罫紙	24.0× 35.6	1	第二十区会所	戸長 高桑三吉	「新川縣第二十區會所」の朱印あり。翌8月12日の10時までに区会所へ出頭するよう伝えているもの。

27	4	明治10年 (1877)3月3日	①後見人御届	罫紙綴	24.0× 18.0	2	第五大区小五 区副戸長 高 桑良吉	第五大区区務 所	近代4は合綴。下麻生村35番屋敷・高桑喜三郎の後見 人は同村37番屋敷・高桑太平。同村43番屋敷・関岡仁 右衛門の後見人は同村同番屋敷・関岡仁十郎。同村47 番屋敷・篠田清左衛門の後見人は同村49番屋敷の篠田 藤九郎。同村15番地・吉川長左衛門の後見人は同村85 番屋敷・吉川彦十郎。
		年未詳	②後見人御届	罫紙綴	24.0× 18.0	2	第五大区小五 区副戸長 高 桑三吉	第五大区区长	同村4番屋敷・高田太七の後見人は同村32番屋敷・高 田七兵衛。同村9番屋敷・長森定次郎の後見人は同村 11番屋敷・長森理吉。同村11番屋敷・長森弥左の後見 人は同村11番屋敷・長森理吉。同村14番屋敷・長森喜 三郎の後見人は同村八番屋敷・高田九郎右衛門。同村 29番屋敷・高田覚蔵の後見人は同村29番屋敷の高田石 松。
		年未詳	③下麻生村及び上麻生 村人名書上	長帳	12.0× 35.6	4			下麻生村29名、上麻生村16名分の人名と生年月日、住 所(番地)、父親の名前が記載されている。
28	5	明治10年 (1877)6月	他管下江寄留人名簿	長帳	12.0× 35.4	2	大副戸長 高 桑三吉、高桑 良吉		人名、住所、移転先の情報などが記載されている。 「下麻生村」、「上麻生村」、「下麻生新村」の記載 あり。
29	6	明治21年 (1888)1月30日	廿年中收穫高調	罫紙	23.4× 34.4	1	下麻生村惣代 高桑良吉	中田村外五ヶ 村戸長 口田 寿輝	包紙付属(標題に「下麻生村物産書出控入」とあり)。 下麻生村で産出される品物などの生産高が記載されて いる。味噌や大豆、大麦、米、塩など様々な種類にわ たる。
30	7	(明治)24年 (1891)6月21日	針山等用水組合会開設 に付申付書	罫紙	23.4× 34.2	1	針山等用水当 局口長 坂井 与次右衛門	高桑良吉、平 尾与三郎	針山等用水組合会の開設についての申付書。経費の分 担等に関する取り決めの内容が記載されている。
31	8	明治29年度より (1896～)	酒類免許書(包紙)			1	高口口口		包紙のみ。虫損激甚のため、差出人(作成者)の解読が 困難。
32	9	明治37年～44 年(1904～ 1911)	年貢、酒等代金書上	長帳	12.0× 36.2	3			明治37年度から43年度までの年貢代金と不足分、利子 などを書き記したものの。年度ごとにㄇの金額が書き込 まれている。
33	10	(年未詳)5月12 日	用水合口、高岡木町の 火事等に付書簡	罫紙	24.6× 36.0	1	武部	高桑	差出人が病気のため、その近況報告、用水合口につい ては自分の病気が平癒次第協議・報告するとの旨、ほか 高岡木町で起きた火事についての内容が書き記されて いる。
34	11	(年未詳)6月廿 日	針山用水合口の儀可決 に付書簡	続紙	17.2× 81.4	1	武部	平尾与三市 高桑良吉 川 尻兵助	包紙付属(これには川尻兵助の名前はない。表:「平 尾与三市様／高桑良吉様／親展」、裏:「口六月廿日 武部再々」)
35	12	年未詳	般若口用水関係町村組 合規定	罫紙綴	23.6× 17.0	2			第1章～4章までの第1条～8条までがあり、各章ごとに 規定が書き記されている(第1章:組合の組織、第2 章:組合法、第3章:事務管理の方法、第4章:費用支 払の方法)
36	13	年未詳	戸出・中田地区見取絵 図	罫紙綴、 絵図	(罫 紙)23.9× 17.0 (絵 図)26.2× 13.3、 35.2× 23.9	4			凡例が記載されているもの(罫紙)と、絵図3枚が綴じ られている。凡例には「口(虫損)沓部毎之其大区／見 取繪圖沓枚相添可差出事」と標題があり、その後続け て凡例8項目が記載されている。絵図のうち1枚は、他 の2枚を縮小して描いたもので、他の2枚は戸出・中田 地区の字名が記された詳細なもの。道筋や部分的な字 名が朱筆で記入されている。「上麻生」、「下麻生」 などの名が確認できる。 凡例は、区界、道路、橋梁、山岳山線など。
37	14	年未詳	地引絵図并地引帳取直 方願書(案)	袋綴	24.2× 18.0	9			1件の文中に土地面積と人名2名が記載されている。 「土地面積・人名(前者)・持之所・人名(後者)与書 損」とあることから、正しい土地所有者は前者である ことがわかる。合計81件もの土地所有者の訂正がなさ れ、部分的に朱筆で加筆されていることから、案であ ると思われる。
38	15	年未詳	三百歩一反に付屎代・ 貢租等算出覚	続紙	15.4× 24.4	1			屎代・貢租の代価が記載されている。「貢租」は年貢 や租税のこと。300歩分の貢租の額は1円83銭6厘、100 歩分では61銭2厘。
39	16	年未詳	加州藩官員録	横半帳	12.2× 17.4	18			手写。政事堂、公務局、会議局などの機関名(28箇所) や、その場所での任務を行なう人名、役職名が記載さ れている。
40	17	年未詳	中田口等五口出合用水 組合規定案(断簡)	断簡		3			切紙の状態になった断簡3点。3点ともに「用水」の文 字があり、用水関係のものだとわかる。「共同使 用」、「契約」、「約定」などの文言もある。全てに 訂正箇所や加筆した跡がある。